

シルバー人材センターのご利用について

1. シルバー人材センター（以下「センター」という。）は「**高齢者等の雇用の安定等に関する法律**」に基づき設立された公益法人であり、営利を目的とした事業者ではありません。
 2. センターは、市内在住の60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者による会員組織で、高齢者にふさわしい仕事を請負または委任契約により引き受け、会員が**臨時的かつ短期的な就業**またはその他の**軽易な業務に就業**することで、高齢者の生きがいの充実や地域社会への貢献を目的とした団体です。
センターとご契約者との間で請負または委任契約を結びますので、**ご契約者と会員との間には雇用関係はなく、会員はご契約者の指揮・命令を受けないこととなりますので、ご注意ください。**
 3. センターをご利用いただく場合は、次の事項にご留意のうえお申し込み下さい。
 - ① ご依頼をいただいてから、登録会員個々に就業の可否の問い合わせをいたしますので、ご返答までの時間的な猶予をいただく必要がありますので、ご了承お願いいたします。
 - ② ご依頼の仕事内容や就業条件等によっては、条件に適合する会員がいない場合など、お仕事をお請けできない場合もありますので、その際はご容赦いただきますようお願いいたします。
 - ③ **センターのしくみ（請負・委任契約）**により、会員には**労働者災害補償保険（労災保険）が適用されないため**、危険な作業（高所作業、金属加工等センターが危険と認める作業）や公益法人として法令や公序良俗に反する仕事、また、賠償金額が高額となる恐れがある作業等はお請けすることができません。
 - ④ 会員には**労災保険が適用されないため、会員はこれに代わるものとして「団体傷害保険」に加入**しています。この保険料はセンターが負担しますので、ご契約者の新たなご負担は発生しません。
万一、会員が就業中あるいは就業先との往復路上でケガをした場合は、ご面倒ですが速やかにセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。
 - ⑤ センターは、**法令により臨時的かつ短期的な就業を提供することになっているため、契約期間が長期にわたる場合は、会員1人あたりの就業は概ね週20時間・月80時間程度とさせていただきます。**この範囲を超える場合は、複数会員によるローテーション就業で対応させていただきます。
 - ⑥ センターをご利用いただく際の**契約金の内訳は、会員の報酬（配分金）、実費弁償経費の事務費（配分金の10%）のほか、実費額の経費（交通費や材料費等）**となっています。見積等が必要な場合は、事前にお申し付けください。
ご予算等にあわせてご相談に応じさせていただきますが、公益法人という性格柄、地域における類似作業の対価の著しい低下をまねかないよう義務付けられていますので、ご理解いただきますようお願い致します。
 - ⑦ 契約金の請求・受領に関する事務はセンターが行うこととなっていますので、会員に契約金を直接支払われないようお願いいたします。
 - ⑧ 会員とご契約者とは雇用関係がありませんので、**ご契約金は人件費ではなく、委託費・外注費として経理処理**をしていただくこととなります。また、消費税は内税となっています。
 - ⑨ 会員とご契約者とは雇用関係がありませんので、会員は契約外の仕事に従事することはできません。
ご契約期間中に仕事内容の変更や追加等が発生しました場合には、すべてセンターを通じて契約変更をしていただくこととなります。なお、その際にはご契約金額が変更になる場合があります。
 - ⑩ センターは、就業中の万一に備えて賠償責任保険に加入していますが、この保険の補償範囲内においてのみ賠償責任を負います。
 - ⑪ 植木剪定作業における翌年の無開花（無結果）や整枝の乱れ、鉢植えの植え替えによる枯死、大工仕事（補修作業）等における意匠や見栄え等の不具合についてはセンターでは責任を負いかねますので、ご依頼の際には担当者や就業会員との綿密なお打ち合わせをお願いいたします。また、大規模な作業や工事につきましては、材料等はご契約者にご手配いただくことや前金をいただく場合があります。
- ☆ センターでは雇用による**臨時的かつ短期的な就業**またはその**軽易な業務の無料職業紹介事業、労働者派遣事業及び訪問介護事業**も行っていますので、お気軽にお問い合わせください。
その他、ご不明なことがありましたら、お気軽にセンターへお問い合わせ下さい。

